## 平成25年 第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年5月21日(火)午後1:30~午後2:28

2. 開催場所 : 山村開発センター1 階 中会議室

## 3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏 名
会 長	10	村岡和俊
委 員	1	欠 員
"	3	工藤昭治
"	4	前山 勝造
"	5	小坂 敏
"	6	小澤 守昭
"	7	佐藤 光男
職務代理	9	長根 孝衛

### 4. 欠席委員 (2人)

2番 村下 健治 8番 川代 恵則

### 5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

#### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第16号 平成24年度農業委員会活動の点検評価並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

日程第6 議案第17号 新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について(追加案件)

# 7. 会議の概要

=====================================	♪詳に 3.7 ☆に - 典衆系号♪宝笠の旧チロナクにハナナ
議長	会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。
	唱和の音頭を、5番 小坂 敏 君 にお願いします。
	(憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第6回新郷
	村農業委員会総会を開会いたします。
	日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と
	言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは議事録署名委員には、7番 佐藤光男 君 並びに 9番 長根孝衛 君を指名いた
	します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。
	諸般の報告については、配布のとおりでありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を求
	めます。
事務局	諸般の報告について朗読と説明
議長	次に日程第3、議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定に
	ついてを議題といたします。
	   受付番号2号から5号までを一括審議に付します。それでは、事務局より議案の朗読と説明
	を求めます。
古玖巳	日程第3 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
事務局	農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農用地利用集積計画の決定について意見を求める
	ものです。
	平成 25 年 5 月 10 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているもの
	で整理番号 25 の 2 号から 25 の 5 号までの 4 件で農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受け
	る者の住所、氏名、経営面積等について、議案書記載のとおりであります。
	また、利用目的は田と畑であり設定期間は6年で農地利用集積円滑化団体による所有者代理事業によ
	る解除条件付賃貸借権及び賃貸借の設定であります。P4 から P13 までに利用集積計画書の写しと位置図
	を添付しておりますので参考にしてください。借受人の農地のすべての効率的利用や、農作業への常時
	従事など、各要件を満たしていると判断されますので差し支えないものと考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の5番 小坂委員から報告を求めま
	す。
小坂委員	議案第14号の現地調査の結果を報告します。
	議案第14号の申請地、整理番号25の2から25の5までの4件についての地目は田と畑
	であります。借り受け後も水稲、にんにく、ながいも、麦類等を作付けすると言うことであり、

	周辺農地への支障は無いと思います。
	また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。
	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。
	議案第14号の受付番号1号から5号までを、申請のとおり決定することにご異議ありませ
	んか。
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第14号は原案のとおり決定しました。
議長	次に日程第4 議案第15号 農地法第3条第1項の規定基づく農業委員会の許可につい
	てを議題といたします。受付番号10号及び11号について審議に付します。事務局より議案
	の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第4 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
	農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。受付番号 10 号は 農地法第3条の親から子への贈与による無償移転、11 号が使用貸借による利用権の設定であり、農地の
	所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。
	また、P15~P19 には許可申請書の写し、申請地の位置図、農地法3条1項の調査書を添付しておりま
	すので参考にしてください。
	以上、受付番号 10 号及び 11 号は P19 に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いず
	れも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると
	考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の6番の温季員から報告を求めま
	す。
小澤委員	議案第15号 受付番号10号及び11号の、現地調査の結果を報告します。 
	受付番号10号の申請地は、長芋や野菜を作付けしていた畑に、借り受け後はキュウリ・
	長芋を栽培すると言うことで問題はなく、周辺農地等への支障は無いと考えます。
	受付番号11号の申請地は、借り受け後は小豆・野菜を栽培すると言うことで問題はなく、
	周辺農地等への支障は無いと考えます。
	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議長	質疑意見なしと認めます。
	これより、採決いたします。
	議案第15号の受付番号10号及び11号は、申請のとおり許可することにご異議ありませ
	んか。

	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号は原案のとおり決定しました。
議長	次に日程第5 議案第16号 平成24年度農業委員会活動の点検評価並びに平成25年
	度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	P20 日程第5 議案第16号 平成24年度農業委員会活動の点検評価並びに平成25年度の目標及び
	その達成に向けた活動計画について説明します。
	「農業委員会の適切な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農水省経営局長通
	知)に基づき、別紙の平成 24 年度点検・評価並びに平成 25 年度の目標とその達成に向けた活動計画に
	ついて農業委員会の決定を求める。
	これは村内の掲示場に告示し、村内の農業者から意見要望を募集しそれを踏まえ今回の総会で決定し
	公表するとともに県を通じて東北農政局に報告することになっております。
	それでは、概要を説明します。初めに 21 ページは平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動の点
	検・評価となっております。こちらの方は法令事務に関する点検で総会の開催日の周知、総会等が公開
	である旨の周知、総会等の議事録を作成しているかどうか、議事録の内容が詳細なものを作成している
	か議事録の閲覧に供しているかどうか、それから22ページ2番、事務に関する点検では農地の権利移動
	の許可等の一年間の処理件数を記載してあります。この他事実関係の確認、総会等での審議、申請者等
	への審議結果の通知、審議結果等の公表、処理期間を記載してあります。
	(2番) は農地転用に関する事務で意見を付して知事へ送付する場合の処理件数を記載してあります。
	その他、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間等について記載してあります。
	(3番) は農業生産法人からの報告への対応ということで農業生産法人「泉農場」から1件の報告とな
	っております。次に24ページには(5番)地域の農業者等からの意見等でそれぞれの評価に対する意見
	ですが〇件となっております。
	26 ページには促進等事務に関する評価、認定農業者等の担い手の育成及び確保について現状、課題
	24 年度の目標と実績を記載しております。(3番) は目標達成に向けた活動、27 ページには担い手への
	農地の利用集積、その目標及び実績を記載してあります。28 ページの違反転用への適正な対応について
	は違反転用実績がありませんでした。
	30ページは25年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。先ほどの実績と並行しておりますが法
	令事務として遊休農地に関する措置で農地法30条で遊休農地に対する指導等の活動をしなければなら
	ないことになっているので農地の利用状況調査の実施計画を定めています。31 ページの促進等事務とい
	うことで認定農業者等担い手の育成及び確保についても 25 年度目標及び活動計画案を作成してありま
	す。32ページは担い手への農地の利用集積でこちらも活動の計画、利用集積の目標面積 10 a を掲げてあ
	ります。ここでは前年度実績と合わせて戸別所得補償制度等活用を推進していくという内容を記載して
	あります。33ページの3番は違反転用への適正な対応で昨年同様に引き続き違反転用に対して指導及び
	活動していくという内容になっております。以上です。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なしの声あり
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。
	議案第16号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第16号は原案のとおり決定しました。
議長	次に日程第6 議案第17号 新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを追
	加案件で、議題といたします。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第6 議案第17号 新郷農業振興地域整備計画の変更に係わる意見について
<del>7</del> 1771	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規程により、新郷村長から別紙のとお
	り依頼があったので意見を求める。
	P36 に変更申出書の写しを添付しております。P38 に位置図を添付しております。P39 に設置の場所を
	記入しております。P40に構造物の平面図を添付しております。以上です。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。
	議案第17号の整理番号25-1は申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。
	よって、議案第17号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。
	これをもって、平成25年 第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議長

署名者

署名者